

こども・若者アイデアポータル構築事業委託業務 企画提案募集要項

徳島県（以下「県」という。）は、こども・若者アイデアポータル構築事業委託業務を委託するにあたり、次のとおり公募型プロポーザルを実施する。

1 委託業務の概要

- (1) 業務名称
こども・若者アイデアポータル構築事業委託業務
- (2) 業務内容
別添「こども・若者アイデアポータル構築事業委託業務」仕様書のとおり。
なお、ここに定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者で協議して決定する。

2 趣旨

本要項は、県が「こども・若者アイデアポータル事業委託業務」の委託の相手方を選定するための企画提案公募の実施に関して必要な事項を定める。

3 事業規模（予算）及び採択数

- (1) 委託費用の上限
4, 0 0 0 千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- (2) 委託の期間
契約締結の日から令和8年3月31日まで
- (3) 採択数
予算の範囲内で1件を採択予定

4 実施方法

公募型プロポーザル方式

5 参加資格要件

このプロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 役員に、次のアからウのいずれかに該当する者がいないこと。
 - ア 成年後見人又は被保佐人
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (3) 次のアからカまでのいずれかに該当する者でないこと。
 - ア 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てをされた者で、同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てをされた者で、同法第199条第1項若しくは第2項又は第200条第1項の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）

- ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）
- エ 県税、国税等納付すべき税金を滞納している者
- オ 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守していない者
- カ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (5) 「徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置」を受けていないこと。
- (6) 特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とした法人、公序良俗に反する等適当でないことと認められる者ではないこと。
- (7) 「徳島県暴力団排除措置要綱に基づく排除措置」を、プロポーザル参加表明期限日から審査日までの期間内に受けていないこと。
- (8) 過去に本件業務に類似する業務を実施した実績を有すること。
- (9) プライバシーマーク及びISO27001（ISMS）を取得していること。
- (10) 県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

6 企画提案参加の手続き等

(1) 提出場所、問合せ先

〒770-8570

徳島県徳島市万代町1丁目1番地

徳島県こども未来部こども未来政策課政策調整担当

電話：088-621-2812

FAX：088-621-2843

E-mail：kodomomiraiseisakuka@pref.tokushima.lg.jp

(2) 企画提案参加申込書等の提出方法

ア 提出書類

- ・企画提案参加申込書（様式第1号）（A4版、1部）
- ・公募型プロポーザル参加資格確認書（様式第2号）（A4版、1部）
- ・履歴事項全部証明書（法務局が発行するもので3ヶ月以内に取得したもの。）
個人事業主の場合は、営業証明書（市町村長が発行するもので3ヶ月以内に取得したもの。）
- ・県税、国税等納付すべき税金の未納の額のないことの証明書（税務署及び都道府県が発行するもので3ヶ月以内に取得したもの。）

イ 提出方法

(1) の提出場所、問合せ先に持参（午前9時から午後5時まで（土日・祝日を除く））、電子メール、又は郵送（書留郵便で期限内必着）すること。

なお、電子メールを送信する場合、送信後に電話にて送信した旨を連絡すること。

ウ 提出期限

令和7年5月29日（木）午後5時必着

(3) 企画提案書等の提出方法

ア 提出書類

- ・企画提案書かがみ文（様式第3号）（A4版、1部）
- ・企画提案書（A4版、7部）
- ・企画提案に係る資料（7部）
- ・団体の組織及び事業概要等が分かる資料（7部）※パンフレット等でも可とする。

イ 提出方法

(1)の提出場所、問合せ先に持参(午前9時から午後5時まで(土日・祝日を除く))又は郵送(書留郵便で期限内必着)すること。

持参又は郵送した資料は、電子メールにて、(1)提出場所、問合せ先のメールアドレスあてに送付すること。

ウ 提出期限

令和7年6月11日(水)午後5時必着

(4) 企画提案書の記載内容

企画提案書はA4版長辺綴じ(A4での作成が適当でない場合はA3折込使用も可)とし、下記のア～ウの各項目内容を記載すること。

ア 提案内容、実施計画及び実施体制

仕様書「4.業務の内容」に基づき、企画提案する内容、その実施計画及び実施体制等について具体的かつ詳細に記載すること。

イ 類似業務の実績等

本委託業務に類する事業の実施実績や総括責任者及び担当者の経験、資格、能力等について記載すること。

ウ 見積書

見積の基礎となる内容及び数量等の積算内訳を記載すること。

なお、見積書に参考として、稼働後の運用保守に係る費用見込の記載を行うこと。

(5) 質問及び回答

ア 質問内容

原則として、業務内容や手続に関する事項に限るものとし、他の事業者からの企画提案書提出状況や積算に関する内容等の質問は受け付けない。

イ 質問方法

質問書(様式第4号)により行うものとし、(1)提出場所、問合せ先のメールアドレスあてに、質問書を送付する方法で質問すること。

なお、電子メール送信後には、電話にて送信した旨を連絡すること。

ウ 質問受付期間

令和7年5月23日(金)午後5時まで

エ 質問に対する回答

質問者に、電子メールにより令和7年5月27日(火)までに回答するとともに、徳島県のホームページに回答を掲載する。

(6) 参加辞退

企画提案参加申込書提出後に企画提案の参加を辞退する場合は、辞退届(様式第5号)を持参又は郵送により、提出すること。

(7) 留意事項

ア 申請できる件数は、1参加者につき1提案とする。

イ 企画提案書等の作成費用については、選定結果にかかわらず企画提案者の負担とする。また、提出された書類は返却しない。

ウ 企画提案の内容は企画から事業完了に至るまでの一切の業務とし、できる限り具体的なものとする。

エ 参加資格確認書を提出せず、又は虚偽の記載をし、若しくは確認書に反することとなったときには、当該者の企画提案書を無効とするものとする。

オ 企画提案の募集・選定は、県が本事業の契約交渉を行う相手方を選定するための手続きであって、企画提案の内容がそのまま契約内容となるものではなく、事業の実施にあたっては、選定された企画提案の内容を最低限の内容とし、県と被選定者が協議して実施内容を決定する。

7 委託候補者の選定

- (1) 県は、企画提案等の内容について順位を決定するため、委託業務企画提案選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。
- (2) 選定委員会は、5名で構成するものとする。
- (3) 選定委員会は、企画提案書の内容について審査し、評価基準により総合的に評価して順位付けを行い、1位となった参加者を委託候補者に選定する。
なお、審査結果によっては、いずれの参加者も委託候補者に選定しないことがある。
また、参加者が1者だった場合には、総合的に評価して委託候補者として適否を判断する。
- (4) 選定に当たっては、評価基準に基づき採点する方法による審査を実施する。また、選定委員会は、企画提案書の内容についての書面審査により行うものとする。
- (5) 評価基準
別添「こども・若者アイデアポータル構築事業委託業務」評価基準のとおり。
- (6) 審査の過程で、委員から提案内容について質問があった場合は、すみやかに回答の対応をすること。
- (7) 選定結果
ア 全ての参加者に書面で通知する。なお、最優秀提案者の名称等は県ホームページ上で公表する。
イ 選定等に関する照会には一切応じない。
ウ 選定結果に対する異議申立ては受理しない。
エ 選定委員会において選定された委託候補者は、契約手続を完了するまで県との契約関係を生じない。
- (8) 選定結果の取消し
提出書類への虚偽の記載が明らかになった場合、委託候補者に重大な瑕疵があった場合、事業執行の意思が認められない場合、又は事業施行能力がないと認められる場合は、選定結果を取り消すことがある。

8 契約に関する事項

- (1) 契約方法
公募型プロポーザル方式による随意契約とし、選定委員会で委託候補者として選定された者と協議を行い、見積書を徴して委託契約を締結する。
この協議には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。
県と委託候補者の協議が整わない場合は、評価基準により総合的に順位付けを行った次点の者と協議を行うこととする。
なお、協議が不調の場合は、契約の締結を行わないこともある。
- (2) 契約保証金
契約保証金は免除する。
- (3) 本業務の実施にあたり、県は委託契約期間の間、随時、業務の進捗状況及び経費の執行状況について、受託者に報告を求めることができるものとし、その状況に応じて業務内容の見直しについて、受託者と協議できるものとする。
- (4) 受託者は、本業務の実施に当たって知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用しないこと。
また、成果品及び業務履行過程で得られた記録を第三者に閲覧させ、複写又は譲渡しないこと。但し、委託者の許可を得た場合はこの限りではない。
- (5) 受託者が委託業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年徳島県条例第55号）及び個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年徳島県規則第13号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に万全を期すこと。

9 スケジュール

- (1) 公募開始
令和7年5月20日(火)
- (2) 質問受付締切
令和7年5月23日(金) 午後5時まで
- (3) 企画提案参加申込書提出期限
令和7年5月29日(木) 午後5時まで
- (4) 企画提案書等提出期限
令和7年6月11日(水) 午後5時まで
- (5) 審査
令和7年6月中旬予定
- (6) 選定結果の通知・契約の締結
選定後、速やかに選定結果を通知し、契約締結の協議を行う。
- (7) 留意事項
契約締結後でなければ事業に着手できないので、企画提案書作成にあたっては事業開始日に柔軟性を持たせた上で作成する必要があることを十分留意すること。

10 その他

- (1) 本事業の実施に当たっては、本企画提案募集要項、仕様書、委託契約書、徳島県契約事務規則、その他別に定める規程等を遵守すること。
- (2) 委託候補者が、審査日から本契約締結までの期間内に「徳島県暴力団排除措置要綱に基づく排除措置」を受けたときは、当該委託候補者と契約を締結しないこととする。
また、契約後に同要綱に基づく排除措置を受けた場合は、原則として契約を解除する。